

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成31年第3回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番 佐藤委員、4番 諸富委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第14号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号7番 土地の所在は、国東町浜字■■■■番■■■■、地目が田、面積は602㎡、外田が11筆の5,469㎡、畑が5筆の2,115㎡の合計17筆で8,186㎡です。渡人は、国東町浜の■■■■さん(■■■■歳)、受人は、国東町富来浦の■■■■さん(■■■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、父親の農地を相続して管理するためとなっています。贈与による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号8番 土地の所在は、武蔵町池ノ内字■■■■番■■■■、地目が畑、面積は61㎡です。渡人は、武蔵町池ノ内の■■■■さん(■■■■歳)、同じく■■■■さん(■■■■歳)です。受人は、武蔵町池ノ内の■■■■さん(■■■■歳)です。申請事由は、渡人は、譲受人の土地と等価交換を行うためと、受人は、譲渡人の土地と等価交換を行うためとなっています。売買による所有権移転です。</p>

次に申請番号9番 土地の所在は、安岐町西本字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は817㎡、外に畑が1筆の合計2筆で、913㎡になります。渡人は、福岡県太宰府市の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳)、受人は、安岐町向陽台の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

次に申請番号10番 土地の所在は、安岐町大添字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畑、面積は5,809㎡、外に畑が1筆の合計2筆で、10,240㎡になります。渡人は、安岐町大添の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳)、受人は、安岐町吉松の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転となっています。

次に申請番号11番 土地の所在は、国見町千燈字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は610㎡です。渡人は、大分市の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳)、受人は、国見町千燈の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

次に申請番号12番 土地の所在は、国見町竹田津字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畑、面積が82㎡です。渡人は、豊後高田市の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。受人は、国見町竹田津の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

次に申請番号13番 土地の所在は、国見町竹田津字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畑、面積が454㎡です。渡人は、国見町竹田津の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。受人は国見町竹田津の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

最後に申請番号14番 土地の所在は、武蔵町糸原字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は405㎡、外に田が1筆の合計2筆

	<p>で、647㎡になります。渡人は、武蔵町糸原の■■■■さん（■■歳）です。受人は、武蔵町糸原の■■■■さん（■■歳）です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号7番から14番について、一括して説明がありました。ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第14号、申請番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、申請番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、申請番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、申請番号10番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、申請番号11番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、申請番号12番について承認される方の挙手を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>次に、申請番号13番について承認される方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>次に、申請番号14番について承認される方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号7番から14番について、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第15号 農地法第5条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第15号 農地法第5条の規程による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号6番 土地の所在は、安岐町馬場字■■■■番、地目が田、面積は558㎡です。渡人は、安岐町中園の■■■■さん(■■■■歳)です。受人は、中津市の■■■■さん(■■■■歳)です。転用の目的は、駐車場・資材置場用地です。申請事由は、宅地内に駐車場がないので、隣接する当該農地を駐車場として利用し、残地部分には、倉庫を取り壊した際の倉庫内の用具置き場としたい。また、用具置き場と使用しなくなった場合は、隣地で電気店を営する親族に資材置場として貸す予定となっています。申請地は、北側を公衆用道路に東側を転用者の宅地に南側を宅地に西側を転用者の田と畑に囲まれた、農業振興地域外で、農地の連たん性が10ha未満の田で、2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。</p> <p>議 長</p> <p>議案第15号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第15号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申、申請番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第15号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申の、申請番号6番については全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第16号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第16号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が229筆で282,974㎡、内訳として、田が227筆で281,263㎡、畑が2筆で1,711㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が103筆で130,997㎡、更新設定は、総数が126筆で151,977㎡となっています。詳細につきましては、資料の5ページから16ページをご確認ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第16号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第16号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第16号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p>

事務局	<p>続いて議案第17号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第17号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が20筆の22,056㎡で、全て田となります。詳細につきましては、資料の17ページから19ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第17号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第17号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第17号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第18号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第18号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号16番 土地の所在は、安岐町馬場字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は434㎡、外に田が1筆の合計2筆で435.75㎡です。申請人は安岐町馬場の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。申請事由については、平成10年頃に付近で安岐町が浄化センターを建設した際に要請により工事残土の受け入れを行った。現在、周囲の農地に比べ約2mの高低差があり、土質、水利の理由から農地としての利用が困難なためとなっています。</p> <p>次に申請番号17番 土地の所在は、武蔵町糸原字 [REDACTED]</p>

番、地目が畑、面積は23㎡です。申請人は、福岡県行橋市の
さんです。申請事由は、竹林侵害により、管理等が困難な
ためとなっています。

議 長

議案第18号 農地法の規定による非農地証明書の交付につ
いて申請番号16番、17番の説明がありましたが、ご質問ご意
見はありませんか。

(質疑なし)

議 長

それでは、議案第18号 申請番号16番について、提案通り
承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

同じく申請番号17番について、提案通り承認される方の挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長

議案第18号 農地法の規定による非農地証明書の交付につ
いて、申請番号16番、17番は全会一致で提案通り承認されま
した。

議案については、以上であります。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議 長.....

議事録署名委員.....

議事録署名委員.....